

## 「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」送付について

マイナンバー情報を会社経由でキッコーマン健康保険組合に提出されている方へ  
9月7日時点で健保組合が登録しているマイナンバー情報を封書で送付します。  
9月下旬から10月上旬に被扶養者(家族)分も一緒にお手元に届く予定です。

### ○「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」が届いたら、 マイナンバーの下4桁をご確認ください。

被扶養者分もまとめて、被保険者に、資格情報のお知らせを送付します。

当健康保険組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、お手元のマイナンバーの下4桁と照合して、誤りがないことをご確認ください。もし誤りがありましたら、すぐに健康保険組合原田までご連絡ください(mail:yharada@mail.kikkoman.co.jp、TEL:04-7123-5035)。

資格確認のお知らせは、現行保険証が使用できなくなったあと、マイナ保険証で受診するときに必要となる場合がありますので**大切に保管してください**(マイナポータルの資格情報画面で代用可能です)。

※資格情報の記号・番号に加えて記載されている枝番は、本人・家族の個人を識別する2桁の数字です。

### ○「資格情報のお知らせ」封書が送られてこない場合、被扶養者の一部が同封されていない場合・別途、状況確認等の連絡をさせていただきます。

マイナンバーの事業主への提出タイミング等の関係で、健康保険組合のシステムに、登録が完了していないこともあります。状況等を確認させていただくために、ご連絡させていただきます。登録が完了しましたら、2024年12月2日以降、「資格確認のお知らせ」を送付させていただく予定としております。

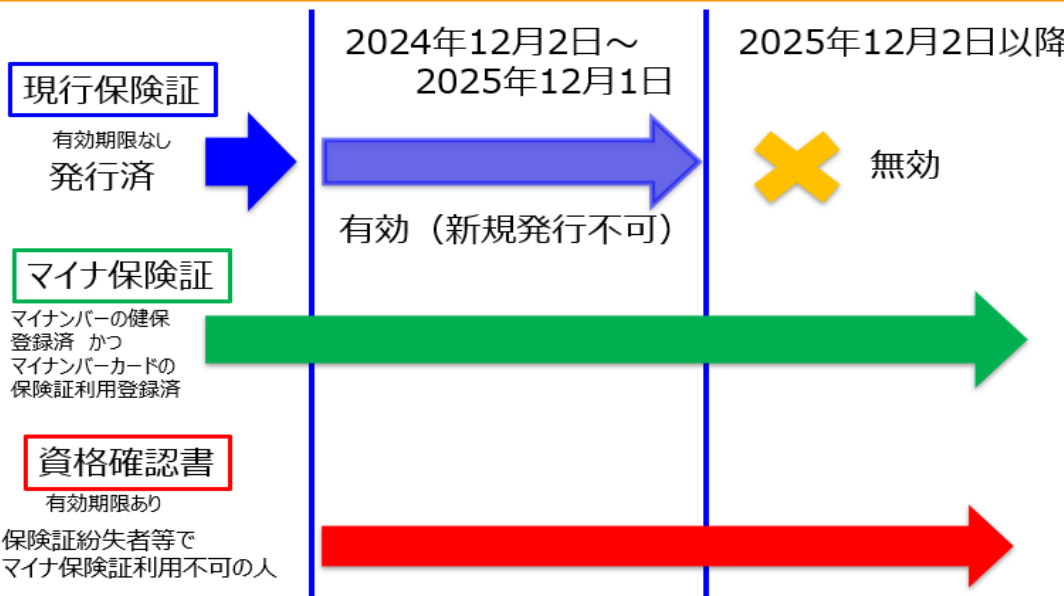
健康保険組合のシステムと医療機関等のシステムの連携に、マイナンバーが利用されております。適切な医療行為を受けていただくためにも重要ですので、事業主からマイナンバー提出の依頼がありましたら、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ○現行保険証からマイナ保険証への移行スケジュール

・2024年12月2日以降、新規の保険証は発行できませんが、発行済みの保険証は2025年12月1日まで、利用可能です(経過措置期間)。

2024年12月2日以降、現行保険証を紛失してしまうなど保険証が使用できなくなり、さらにマイナ保険証が利用不可状態になっている人には、現行の保険証同様に医療機関等にかかる場合に提示していただく、資格確認書を発行いたします。以下の図をご参照ください。

## 現行保険証とマイナ保険証、資格確認書



注：マイナンバーカード読取機不具合等で、本人確認ができないとき、医療機関窓口、薬局等で10割負担を求められる場合があります。今回送付している「資格情報のお知らせ」に記号・番号の記載がありますので、マイナ保険証とともに携帯いただくことをお勧めします

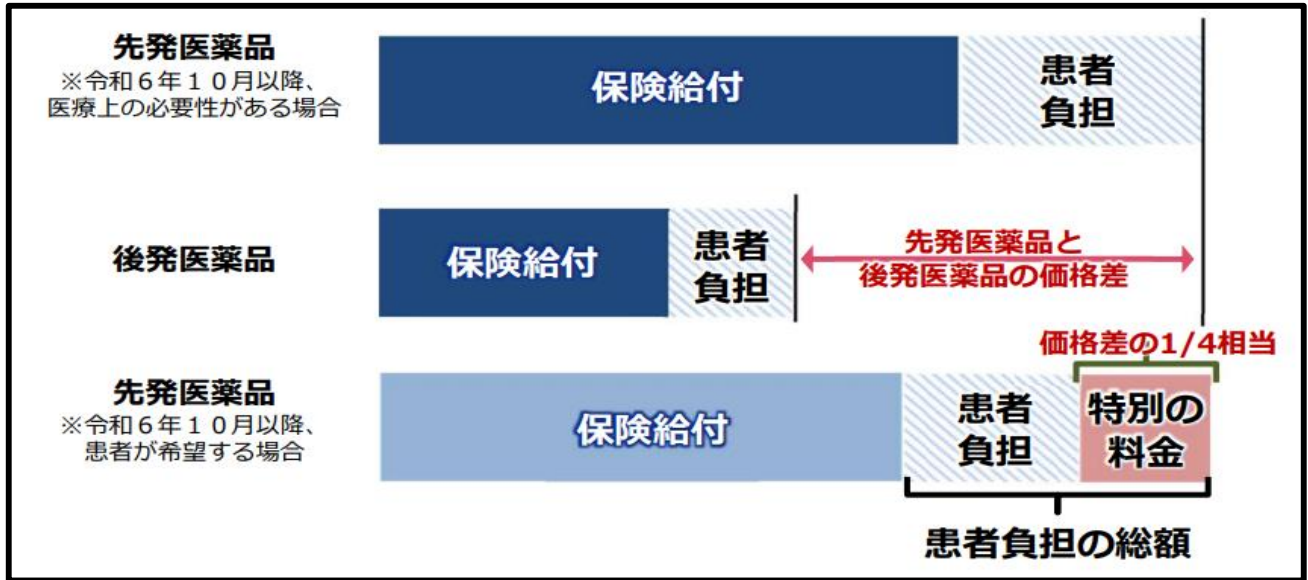
## ジェネリック医薬品を選ばないと自己負担が増える場合が出てきます

2024年10月から、ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別な料金が加算される場合が出てきます。8月末に2024年3月から5月に処方された医薬品で、ジェネリック医薬品に変更することによって負担金額が500円以上削減できる方に通知書を送っておりますが、この機会にジェネリック医薬品の積極的な利用をお勧めします。

特別の料金の計算方法(詳しくは医療機関、薬局等にご確認ください)

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当が特別の料金として加算されます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に加算されます。



以上